公証人押印証明手続き説明フローチャート

公証人の押印証明を受けたいのですが？

公証役場での手続きはお済みになりましたか？

- いいえ → 行先
- はい → 東京法務局長の印は押されていますか？

東京法務局長の印は押されていますか？

- いいえ → 行先
- はい → 外務省の印は押されていますか？

外務省の印は押されていますか？

- いいえ → 行先
- はい → どちらの国に提出されますか？

どちらの国に提出されますか？

- ハーグ条約非加盟 → 行先
- ハーグ条約加盟国 → 行先

行先

最寄りの公証役場で「認証」手続きをなさってください。

必要書類

一般的に、公証役場に持参するものとして「認証を受けたい文書」「本人であることを証明するパスポートや運転免許証」が必要です。文書の内容によっては他の証明が必要な場合がありますので、公証役場にご確認の上お出かけください。

公証役場で手続きを受ける際は、外国へ提出する文書である旨と提出国をお伝えください。あらかじめ東京法務局長と外務省の証明が入った用紙で証明をしてくれますので東京法務局及び外務省においでになる必要はありません。

手数料

認証の手数料は原則11,000円ですが、書類の記載内容によって変わります。詳しくは公証役場にお尋ねください。

行先

東京法務局総務課にお越しください。

必要書類

総務課にいらっしゃる際は「公証役場で認証を受けた書類の原本」をお持ちください。窓口で申請書にご記入いただき、当日発行いたします。料金はかかりません。受付時間は９：００～１７：００です。

法務局での手続き後は、その書類を外務省にお持ちいただくことになります。（ベトナムの場合は外務省ではなく、そのままベトナムの日本総領事館に提出というケースもあるので提出先によくご確認ください。）

外務省での手続きは、東京法務局長の証明がなされた日から３か月以内に行う必要がありますのでご注意願います。

※東京法務局での手続きが必要となるのはこの場合だけです。

行先

外務省に行き、手続きをなさってください。

必要書類

外務省で手続きができるのは、東京法務局長の証明がされた日から3か月以内の文書に限られます。また、外務省での手続きにはパスポート、運転免許証等の身分証明書が必要です。代理人が申請する場合は、ご本人の委任状が必要です。料金は不要です。

受付時間

外務省の受付時間は、9:15～12:00、13:15～16:00となっています。交付は、申請の翌日以降の9:00～12:15、13:00～17:00となっています。

問合せ先

詳しいことにつきましては、外務省領事局政策課　領事サービス室証明班へお問い合わせください。電話03-3580-3311（代表）内線2308、2855

行先

提出国の大使館又は領事館で「認証」を受ける必要があります。

必要書類

必要な書類や手数料等については、直接大使館又は領事館にお問い合わせください。

行先

そのまま相手国に提出できます。